

令和 7・8 年度 鹿島市競争入札（見積）参加資格審査申請 Q & A

【共通事項】

No	質問	回答
1	申請はインターネットでもできますか？	鹿島市はインターネットによる受付はできません。持参もしくは郵送でお願いします。（なるべく郵送でのご提出をお願いします）
2	郵送提出で受領書が必要な場合はどのようにすればいいですか？	返信用封筒（110円切手貼付）または返信用ハガキを同封してください。（返信先の住所・宛名は必ず記入すること）
3	本社は市外にあるが、市内にある支店でも登録できますか？	できます。申請者は代表取締役等となりますが、代表者からの委任により支社、支店などの長を受任者として指定してください。
4	申請に必要な添付書類は何がありますか？	提出書類は申請区分や業種で異なりますので、それぞれの申請要領で確認してください。
5	登記住所と本店所在地が違う場合、申請書等の住所はどちらを記載するのですか？	本店所在地を記載してください。この場合、申請書上段のチェック欄を忘れずに記載してください。
6	集中受付期間はいつまでですか？提出はどのようにすればいいですか？	集中受付期間は11月5日から12月6日までです。提出方法は持参もしくは郵送（郵便又は宅配便等）となりますが、郵送は12月6日必着とします。なるべく郵送での提出にご協力ください。
7	申請書の担当者欄は記入が必要ですか？	当市から連絡をする場合がありますので、必ず記入してください。
8	集中受付期間以降は申請できますか？	当市では入札参加資格申請は随時受付をしています。しかし、令和5年度当初から競争入札に参加するためには、集中受付期間に提出をお願いします。集中受付期間以降の登録につきましては、令和5年6月以降となります。

9	国税の納税証明書はどの書類をどこで取得すればいいですか？	法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税の証明書（書式その3の3等）、個人の場合は、申告所得税、消費税及び地方消費税の証明書（書式その3の2等）を最寄りの税務署で取得し、提出してください。（写しでも可）
10	添付する書類は、いつ発行された物を添付すればいいですか？	印鑑証明書、納税証明書及び履歴事項全部証明書（登記簿謄本）は入札参加資格申請日から3ヵ月以内に交付を受けたものを提出してください。
11	登録できる業種や営業項目に上限はありますか？	建設工事、測量・設計、物品・役務について上限設定はありません。
12	申請書の受付番号はありますか？	当市では受付番号はありません。

【建設工事】

No	質問	回答
1	経営事項審査（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を受けていないと入札に参加できないですか？	経営事項審査を受けていない工種は、希望することはできません。
2	経営事項審査（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の有効期限は通知日からですか？	通知日ではなく、審査基準日から1年7ヵ月です。
3	経営事項審査を更新手続き中の場合はどのようにしたらいいですか？	更新前の経営事項審査通知を添付し、更新後の通知が届き次第、提出してください。
4	建設業許可を更新手続き中の場合はどのようにしたらいいですか？	更新前の建設業許可を添付し、更新後の通知が届き次第、提出してください。

【測量・設計】【物品・役務】

No	質問	回答
1	測量・設計業務を希望し、支店・ 営業所等に委任する場合で、支店・ 営業所等の登録も必要ですか？	下記業務を希望する場合は、事業所ごと（支店等に委任された場合は、その委任先）の法令等による登録が必要です。 「測量一般」「地図の調整」「航空測量」・・・測量法第55条の登録 「建築関係建設コンサルタント：建築一般」・・・建築士法第23条の登録 「補償関係コンサルタント業務：不動産鑑定」・・・不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録
2	物品・役務において希望するに際して、許可等の写しを必要とするものはありますか？	営業に関して許可・認可が必要な場合、その許可証等の写しを添付してください。 （例）医薬品販売、毒物劇物販売業、計量証明業、警備業、廃棄物処理業、高度管理医療機器等販売業（賃貸業）許可等（これ以外の営業品目でも、許可等を必要とする場合は、許可証などの写しを添付してください）
3	「物品購入・役務の提供等分類表」に項目がない場合は、どのように記載すればいいですか？	物品、役務それぞれの「具体的記入」欄へ記入してください。